

告 示

埼玉県告示第三百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

オーケー新座店新築工事

埼玉県新座市北野三丁目百二十一番地三外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

オーケー新座店へのアクセス道路は狭い道路が多く、現在でも車両のすれ違いが難しい道路がほとんどである。また、営業時間が近辺小学校等の通学時間とも重なっており十分な配慮及び店車両進入制限が必要と考えます。以下の点について対応して頂くようお願いいたします。

(1) 通学時間への配慮

近辺は東北小学校の通学路になっており、午前七時三十分から午前八時三十分は近辺で進入制限がかかっている道路もあるが、オーケーの営業時間は午前八時から、駐車場は午前七時三十分から利用開始となっている。通学時間帯での車両の進入が想定され、児童等の安全性が低下することが危惧される。車両でも同時時間帯での来店を厳に禁止すべく対応するべきである。

(2) 西側道路からの進入制限

店舗西側道路は二車線が確保されておらず、すれ違いが困難な場所も多い。計画上は、西側道路を南方向に進入し、店舗にアクセスすることは想定していないという説明であったが、実際は道路北側からの進入が増加し、歩行者等への影響、交通渋滞、近隣住宅への影響が危惧されるため、西側道路北側方向からの店舗への進入は禁止すべきである。

(3) 南側道路からの進入制限

南側道路（サンケン通り）は二車線確保されているものの、サンケン通りを東側から進入した場合、薬局前交差点は信号は設置されておらず、交差点に車両が集中し、右折が困難になり交通渋滞が発生するとともに、交差点近辺の歩行者・自転車等の安全性が低下することが危惧される。特に

週末や夕方の買い物時間等はその可能性が高いと考えるところ、サンケン通り東側から右折してのアクセスは禁止すべきである。

(4) ローソン百横道路からの進入制限

説明会では、警察との協議の結果、ローソン百東側道路からの進入は計画しないとのことであったが、実際は同道路を進入して来店する車両が多い発生するものと考えられる。同道路を使わないように周知すると説明はあったが、効果はあまり期待できないものと考えられ、狭い交差点での車両の交差による渋滞の発生、歩行者等への危険性の増加が危惧される。このころ、店舗側は警察とも十分協議のうえ、同道路からの進入を阻止する効果的な方法をとるべきである。

(5) 必要な誘導員の配置

上記のとおり、近辺道路・交差点は店舗に進入するために増加する車両に十分対応できるだけのものではなく、児童や歩行者、自転車等の交通安全上のリスクの増加、また渋滞等により近隣住民への多大な影響が危惧される。店舗側としては、上記の道路の車両通行制限を行うとともに、同制限を担保すべく複数人の交通誘導員を営業時間内常時配置すべきである。

二 縦覧期間

令和四年四月十九日から令和四年五月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター